

判決年月日	平成18年3月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成17年（ネ）第10094号		
○ 商品の広告販売のために撮影された写真につき，著作物性が肯定された事例			

（関連条文）著作権法2条1項1号，10条1項8号，21条

本件は，インターネット上のホームページで商品の広告販売を行う会社である株式会社ラフィーネから営業権の譲渡を受けた控訴人が，ラフィーネの著作物である写真及び文章を被控訴人らが無断で利用したことにより著作権侵害が生じ，同侵害により発生した損害賠償請求権（民法709条）を控訴人がラフィーネから譲り受けたなどと主張して，被控訴人らに対し，損害賠償及び遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

ラフィーネは，シックハウス症候群対策品の広告販売をインターネット上で行っていたが，この広告販売用のホームページ（本件ホームページ）には，固形据え置きタイプの商品の写真（本件写真1），霧吹きタイプの商品の写真（本件写真2）が掲載されていた。被控訴人らも，インターネット上のホームページで商品の広告販売を行う会社であるが，本件各写真を，ラフィーネに無断で，自社のホームページ（被控訴人ホームページ）に掲載した。

本判決は，本件各写真の著作物性及び著作権侵害の有無につき，以下のとおり判断した。

1 写真は，被写体の選択・組合せ・配置，構図・カメラアングルの設定，シャッターチャンスの捕捉，被写体と光線との関係（順光，逆光，斜光等），陰影の付け方，色彩の配合，部分の強調・省略，背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。

このような表現は，レンズの選択，露光の調節，シャッタースピードや被写界深度の設定，照明等の撮影技法を駆使した成果として得られることもあれば，オートフォーカスカメラやデジタルカメラの機械的作用を利用した結果として得られることもある。また，構図やシャッターチャンスのように人為的操作により決定されることの多い要素についても，偶然にシャッターチャンスを捉えた場合のように，撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある。

そして，ある写真が，どのような撮影技法を用いて得られたものであるのかを，その写真自体から知ることが困難であることが多く，写真から知り得るのは，結果として得られた表現の内容である。撮影に当たってどのような技法が用いられたのかにかかわらず，静物や風景を撮影した写真でも，その構図，光線，背景等には何らかの独自性が表れることが多く，結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ，創作性の存在を肯定し得る場合があるというべきである。

もっとも、創作性の存在が肯定される場合でも、その写真における表現の独自性がどの程度のものであるかによって、創作性の程度に高度なものから微少なものまで大きな差異があることはいうまでもないから、著作物の保護の範囲、仕方等は、そうした差異に大きく依存するものというべきである。したがって、創作性が微少な場合には、当該写真をそのままコピーして利用したような場合にほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべきものである。

2 以上のような観点から、本件各写真の著作物性について検討する。

(1) 本件各写真は、本件ホームページで商品を広告販売するために撮影されたものであり、その内容は、次のとおりである。

本件写真1は、固形据え置きタイプの商品を、大小サイズ1個ずつ横に並べ、ラベルが若干内向きとなるように配置して、正面斜め上から撮影したものである。光線は右斜め上から照射され、左下方向に短い影が形成されている。背景は、薄いブルーとなっている。

本件写真2は、霧吹きタイプの商品を、水平に寝かせた状態で横に2個並べ、画面の上下方向に対して若干斜めになるように配置して、真上から撮影したものである。光線は右側から照射され、左側に影が形成されている。背景は、オフホワイトとなっている。

以上から、本件各写真には、被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているといえることができる。

(2) なお、本件各写真を、同じタイプの商品を撮影した被控訴人らによる写真と比較しても、被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、色彩の配合、背景等が異なり、これらの要素を総合した全体の表現としても、異なる印象を与えるものである。

(3) 確かに、本件各写真は、ホームページで商品を紹介するための手段として撮影されたものであり、同じタイプの商品を撮影した他の写真と比べて、殊更に商品の高級感を醸し出す等の特異な印象を与えるものではなく、むしろ商品を紹介する写真として平凡な印象を与えるものであるとの見方もあり得る。しかし、本件各写真については、前記認定のとおり、被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているのであるから、創作性の存在を肯定することができ、著作物性はあるものというべきである。他方、上記判示から明らかなように、その創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定し得る限界事例に近いものといわざるを得ない。

3 そこで、本件各写真の複製権の侵害の有無について考えるに、本件各写真の創作性は極めて低いものではあるが、被控訴人らによる侵害行為の態様は、本件各写真をそのままコピーして被控訴人ホームページに掲載したというものである（同事実は当事者間に争いが無い。）から、本件各写真について複製権の侵害があったものといえることができる。